

徳島県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
セントケア訪問看護ステーション徳島	徳島市山城西三丁目 四一―二	徳島市山城西三丁目 二〇	セントケア 四国株式会 社	令和六年十一 月一日